

令和 2 年度(2020 年度)
包括外部監査報告書
(概要版)

「外郭団体に係る財務事務の執行等について」

町田市包括外部監査人
公認会計士 青山 伸一

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	1
3. 外部監査の対象部署	2
(1) 町田市の外郭団体及び当該外郭団体の所管部署	2
(2) 総務部総務課	2
4. 外部監査の対象期間	2
5. 外部監査の実施期間	2
6. 外部監査の基本的な視点	3
(1) 各外郭団体における監査の視点	3
(2) 各外郭団体の所管部署における監査の視点	3
(3) 市の外郭団体を総括的に監理する部署における監査の視点	3
7. 実施した主な監査手続	3
(1) ヒアリング	3
(2) 資料・文書の閲覧	3
(3) 現場の視察、資産管理状況の確認	3
(4) 監査意見のとりまとめ	4
8. 包括外部監査人	4
9. 外部監査の補助者	4
10. 利害関係	4
 第2 選定した特定の事件の概要	5
1. 市の外郭団体の概要	5
2. 外郭団体に対する市の関与の状況	8
3. 2019 年度における市の外郭団体に対する関与の状況	10
(1) 財政援助等の状況	10
(2) 役職員の状況	11
4. 市の外郭団体と包括外部監査の関係	13
(1) 外郭団体について	13
(2) 財政援助団体等について	13
(3) 外郭団体と財政援助団体等の関係について	14
(4) まとめ	14
5. 監査対象とした外郭団体	15
 第3 外部監査の総括	17
1. 総括	17
(1) 【総括意見 1】外郭団体の区分についての考察	17
(2) 【総括意見 2】外郭団体の条件について①	18
(3) 【総括意見 3】外郭団体の条件について②	20
(4) 【総括意見 4】市の政策と外郭団体の関係について	20
(5) 【総括意見 5】市の指導監督についての考察(町田市外郭団体監理委員会の評価)	21
(6) 【総括意見 6】市の指導監督についての考察(モニタリングのチャネルの多様化)	22
(7) 【総括意見 7】指定管理施設における物品の管理について(外郭団体が指定管理者の場合)	23

(8)【総括意見 8】基本情報に関する公表内容について	26
(9)【総括意見 9】補助金交付要綱の記載について	27
2. 監査の結果及び意見の要約	29

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

なお、「第 4 監査の結果及び意見」の各団体における「1. 外郭団体の概要」の「(4)財務状況」及び「(5)市の関与の状況」において記載している 3 年間の推移は、原則、町田市が外郭団体基本情報として公表している数値を記載している。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

・監査の結果及び意見

本報告書では、監査対象とした事業及び財務事務の種類ごとに、監査の結果を【指摘事項】と【意見】として表記し、監査の結論を記載している。

【指摘事項】は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、【意見】は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を挙げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には【指摘事項】としている。

・法人の名称

法人の名称は、正式な名称又は「法人」として記載している。よって、「第 4 監査の結果及び意見」の各項目に記載されている「法人」は、各項目の外郭団体のことを指す。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)

(1)選定した特定の事件(監査テーマ)

「外郭団体に係る財務事務の執行等について」

(2)特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

町田市では、市が 25%以上出資・出えんしている法人又は財政的・人的援助等で市の関与が大きい法人を「町田市の外郭団体」として位置付けている。市は、これら公益的な事業を担う外郭団体に対しては、財政的・人的な援助等を行い、外郭団体と一体となり施策の推進に努めている。

市は「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」を設け、外郭団体に対する市の関与の適正化を図ることによって、外郭団体の健全な運営を促している。さらに、「町田市外郭団体監理委員会」を設け、定期的に外郭団体の経営状況や事業実施状況の評価等を行っている。

これらの外郭団体に関して監査を実施する際には、市からの出資・出えん金、委託料、補助金・助成金が多いことから、合規性に加え、有効性、経済性、効率性といった 3E の視点からの監査が重要となる。また、外郭団体自体の事業の効率化の推進、ガバナンス（組織統治）の在り方、財務健全性など、法人の経営が適正に行われているかも重要な視点となる。一方、市側においては監理の面から、モニタリング、ガバナンスが十分なされているかが重要な監査の視点となる。

また、監査を実施する際には、個々の外郭団体の監査に加え、外郭団体に共通的な課題を抽出することや、将来の市の監理の在り方について総合的に検討することも意義があると考ええる。

以上より、外郭団体に係る財務事務の執行等について検討することは意義があると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

なお、監査の実施にあたっては、市の財政援助団体等監査と重複しないよう、十分に配慮した。

3. 外部監査の対象部署

(1) 町田市の外郭団体及び当該外郭団体の所管部署

監査対象の外郭団体、当該外郭団体の所管部署及び市の出資・出えん割合は以下のとおりである。

No.	外郭団体名	町田市所管部署	市の出資・出えん割合
1	一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	経済観光部 産業政策課	100%
2	一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	文化スポーツ振興部 文化振興課	100%
3	株式会社 町田新産業創造センター	経済観光部 産業政策課	90%
4	株式会社 町田まちづくり公社	経済観光部 産業政策課	58%
5	特別法人 町田市土地開発公社	財務部 市有財産活用課	100%
6	エルム・スリー管理 株式会社	生涯学習部 図書館	30%
7	株式会社 町田センタービル	生涯学習部 生涯学習センター	26%
8	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	地域福祉部 福祉総務課	0%
9	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	いきいき生活部 いきいき総務課	8%
10	公益社団法人 町田市シルバー人材センター	いきいき生活部 高齢者福祉課	—
11	一般財団法人 町田市体育協会	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課	0%
12	一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク	いきいき生活部 いきいき総務課	—

(2) 総務部総務課

外郭団体全般を所管している。

4. 外部監査の対象期間

2019 年度の執行分

必要に応じて 2018 年度以前または 2020 年度の執行分を含む。

5. 外部監査の実施期間

2020 年 5 月 27 日から 2021 年 1 月 27 日まで

6. 外部監査の基本的な視点

(1) 各外郭団体における監査の視点

- ①各外郭団体における出納その他の事務の執行は、関係する法令や条例等に基づいて適切に行われているか。
- ②各外郭団体は、業務を実施するにあたって外郭団体の所管部署が期待する効果を得るために、最適な実施方法を選択しているか。
- ③各外郭団体は、業務を遂行するにあたって、業務の方向性について十分に所管部署と連携して遂行しているか。
- ④各外郭団体のガバナンス体制は、十分に構築されているか。
- ⑤市からの補助金や委託料(指定管理料を含む)等を財源とした事業は、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。

(2) 各外郭団体の所管部署における監査の視点

- ①各外郭団体に対する所管部署のモニタリングは、十分に機能しているか。
- ②各外郭団体に対する補助金の交付や指定管理者の選定等に関して、公平性は確保されているか。

(3) 市の外郭団体を総括的に監理する部署における監査の視点

- ①市の外郭団体に対する総括的な監理の在り方等について、十分に検討がなされているか。

7. 実施した主な監査手続

(1) ヒアリング

- ①監査対象とした外郭団体並びに外郭団体の所管部署の責任者及び担当者に対して、外郭団体の業務概要、経営の状況、市による人的、財政的関与の状況等についてヒアリングを実施した。
- ②監査対象とした外郭団体の所管部署の責任者及び担当者に対して、外郭団体に対するモニタリングの状況についてヒアリングを実施した。
- ③監査対象とした外郭団体の所管部署の責任者及び担当者に対して、外郭団体の見直し等の状況についてヒアリングにより確認した。

(2) 資料・文書の閲覧

- ①(1)のヒアリングに関連する資料を閲覧した。
- ②市から、外郭団体に対する補助金や委託料(指定管理料を含む)等に関連する各種資料を閲覧した。

(3) 現場の視察、資産管理状況の確認

- ①外郭団体を視察し、施設や備品の管理状況等を確認した。

(4) 監査意見のとりまとめ

- ① (1) から (3) の監査手続を実施することにより、有効性、効率性、経済性さらには合規性の観点から、監査意見を取りまとめた。

8. 包括外部監査人

青山 伸一 公認会計士

9. 外部監査の補助者

岩崎 康子 公認会計士
木下 哲 公認会計士
小林 正和 公認会計士

清水 貴之 公認会計士
森 智佳子 公認会計士

10. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

第2 選定した特定の事件の概要

1. 市の外郭団体の概要

町田市では、市民福祉の向上と行政運営の効率化を図るために、公益法人や株式会社等を設立の上、外郭団体として位置付けて活用している。また、公益的な事業を担う団体に対しては、市が財政的・人的な援助等を行い、同様に外郭団体と位置付け、団体とともに施策の推進に努めている。具体的には、町田市が 25%以上出資・出えんしている法人(出資・出えん団体)及び財政的・人的援助等で町田市の関与が大きい法人(財政的援助団体等)を外郭団体と位置付けている。2020 年 8 月時点で、16 の法人が市の外郭団体となっている。

また、市は、これら外郭団体を町田市の関与の度合いに応じて監理団体と基本情報公表団体に区分している。

まず、外郭団体のうち、監理団体とは、町田市が 50%以上出資・出えんしている法人が該当する。2020 年 8 月時点で、監理団体数は、下表のとおり 9 法人となっている。これら 9 法人は、団体の運営状況等が市の施策推進や財政運営等に影響を与えることから、議会へ経営状況の報告、基本情報調査による運営状況等の把握・指導等を行う団体となっている。

表 1 町田市の監理団体

外郭団体名	所在地	市の出資・ 出えん割合	設立年
町田市が 50%以上出資・出えんしている法人			
一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	町田市森野 2-27-10	100%	1993 年 (平成 5 年)
一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	町田市森野 2-2-36	100%	2004 年 (平成 16 年)
一般財団法人 まちだエコライフ推進公社	町田市木曽東 2-1-1	100%	2012 年 (平成 24 年)
一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス	町田市原町田 4-9-8	100%	2019 年 (平成 31 年)
株式会社 町田新産業創造センター	町田市中町 1-4-2	90%	2013 年 (平成 25 年)
一般社団法人 町田市観光コンベンション協会	町田市原町田 4-10-20	67%	2009 年 (平成 21 年)
株式会社 町田まちづくり公社	町田市原町田 4-10-20	58%	1999 年 (平成 11 年)
一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ	町田市鶴間 3-1-1	50%	2020 年 (令和 2 年)
特別法人 町田市土地開発公社	町田市森野 2-2-22 町田市役所内	100%	1974 年 (昭和 49 年)

次に、基本情報公表団体とは、市が 25%以上出資・出えんしている法人、市が一定の財政的援助又は人的援助を行っている法人及びその他財政的・人的な関係を有し、市長が特に指定する法人が該当する。2020 年 8 月時点で、基本情報公表団体数は、下表のとおり 7 法人となっている。

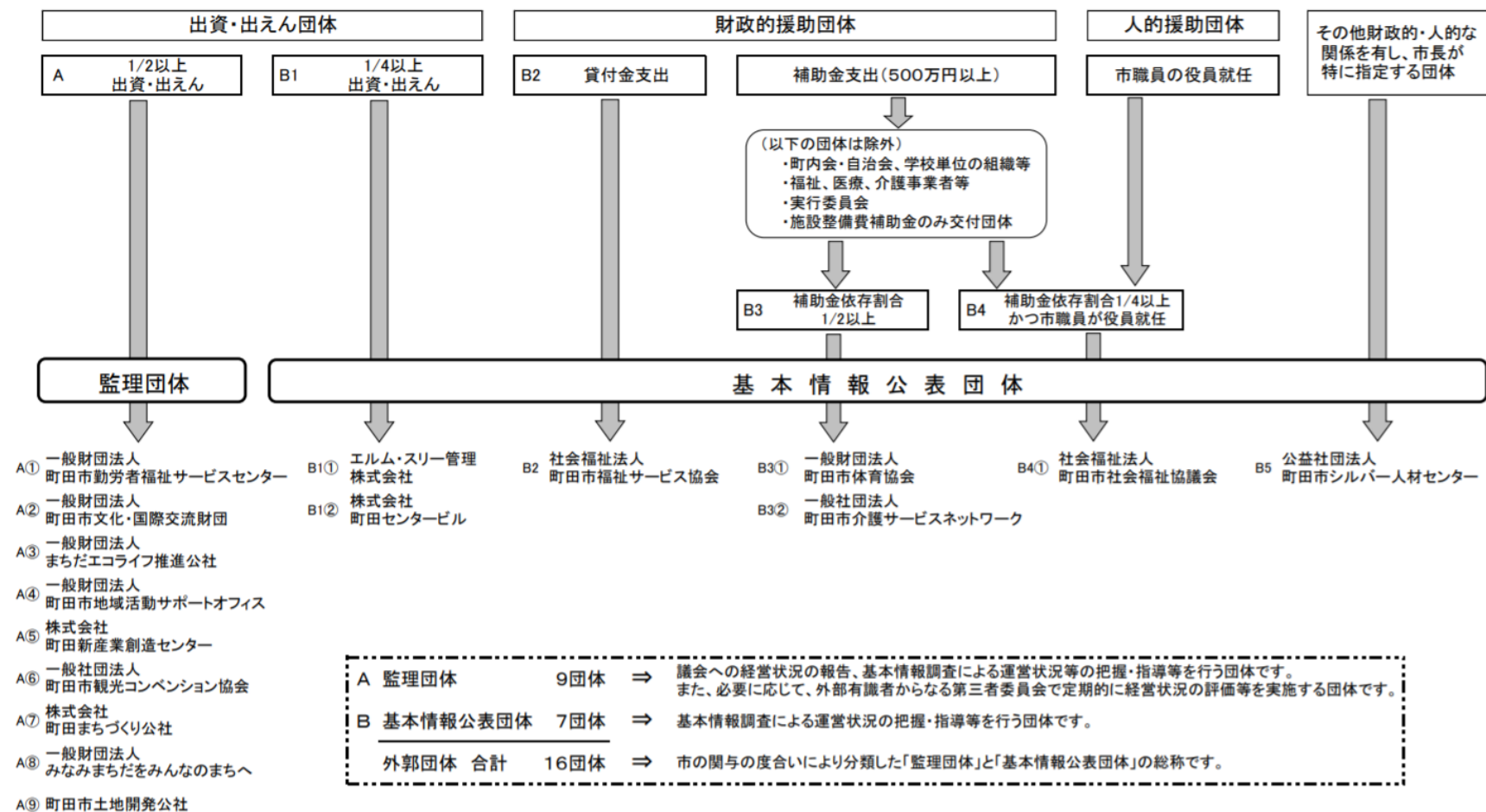
これらの法人に対しては、監理団体ほど市の施策推進や財政運営等における関係は密ではないが、一定の関係は有していることから、毎年度基本情報調査による運営状況の把握・指導等を行っている。

表 2 町田市の基本情報公表団体

外郭団体名	所在地	市の出資・ 出えん割合	設立年
町田市が 25%以上 50%未満出資・出えんしている法人			
エルム・スリー管理 株式会社	町田市原町田 3-2-9	30%	1990 年 (平成 2 年)
株式会社 町田センタービル	町田市原町田 6-8-1	26%	2002 年 (平成 14 年)
人的・財政的援助等で町田市の開与が大きい法人			
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	町田市原町田 4-9-8	0%	1969 年 (昭和 44 年)
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	町田市森野 4-8-39	8%	2002 年 (平成 14 年)
公益社団法人 町田市シルバー人材センター	町田市森野 1-1-15	—	1980 年 (昭和 55 年)
一般財団法人 町田市体育協会	町田市南成瀬 5-12	0%	2011 年 (平成 23 年)
一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク	町田市山崎町 2055-2 C-111	—	2012 年 (平成 24 年)

以上、監理団体及び基本情報公表団体の市との関係を図示したものについては、次ページを参照。

図 1 市の外郭団体(詳細)



2. 外郭団体に対する市の関与の状況

外郭団体に対しては、原則「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」に基づいて、指導監督を行うことになっている。具体的には、まず、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」第 5 に基づいて指導監督を行い、外郭団体に関する書類を常時整理・保管することになっている。

町田市外郭団体の指導監督に関する要綱

第5 指導監督事務

- 1 主管部長は、次に掲げる事項に関し、外郭団体に対して指導監督を行うものとする。
 - (1) 事業計画及び予算の作成及び変更
 - (2) 事業報告及び決算報告
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、外郭団体の運営上重要な事項
- 2 主管部長は、次に掲げる書類を常時整理し、保管するものとする。
 - (1) 定款
 - (2) 理事、評議員その他の役員の名簿
 - (3) 就業規程、給与規程その他の外郭団体における基本的諸規程
 - (4) 過去3年度の予算、決算及び財産に関する書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指導監督に必要な書類

また、町田市の総務部長は、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」に基づいて、外郭団体の基本情報及び過去 3 年間の財政運営等を調査し公表するとともに、主管部長が、外郭団体の経営状況を確認の上、必要な指導監督を行うこととなっている。

町田市外郭団体の指導監督に関する要綱

第11 基本情報調査

総務部長は、毎年度、外郭団体の基本情報及び過去3年度の財政運営等を調査し、その結果を公表するものとする。

主管部長は、上記「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」第 11 の基本情報を踏まえて経営状況の確認を行う。具体的には、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」第 12 に従い、指導監督を行い、必要がある場合には、主管部長及び総務部長の判断によって、町田市外郭団体監理委員会による経営状況の評価等を行うこととなっている。町田市外郭団体監理委員会は、「町田市外郭団体監理委員会条例」第 1 条に基づいて設置された委員会で、この町田市外郭団体監理委員会は、主管部長及び総務部長の判断を踏まえ、最終的に市長の諮問に応じ、調査、審議、答申を行う。町田市外郭団体監理委員会は、「町田市外郭団体監理委員会条例」第 3 条に記載の事項について、調査、審議、答申を行う。

町田市外郭団体の指導監督に関する要綱

第12 経営状況の確認

- 1 主管部長は、第11の調査の実施に併せて、別に定める基準に基づき経営状況を確認し、その結果を踏まえて必要な指導監督を行うものとする。
- 2 主管部長は、監理団体について、前項に規定する確認の結果、町田市外郭団体監理委員会条例第1条に規定する町田市外郭団体監理委員会(以下「委員会」という。)に対して当該監理団体の経営状況の評価等を求める必要があると認めるときは、その旨を総務部長に報告するものとする。
- 3 総務部長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、委員会に対して監理団体の経営状況の評価等を求めるものとする。
- 4 総務部長は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、委員会に対して外郭団体の経営状況の評価等を求めることができる。

町田市外郭団体監理委員会条例

第 1 条 町田市の外郭団体へのかかわり方に関する基本的な事項及び外郭団体の経営状況、事業実施状況等について調査、審議するため、市長の附属機関として、町田市外郭団体監理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第 3 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 外郭団体へのかかわり方に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 外郭団体の経営状況及び事業実施状況の評価に関すること。
- (3) 外郭団体の経営改善のための具体的な助言及び提案に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、外郭団体に関して市長が必要と認める事項

過去においては、2007 年度・2008 年度、2014 年度・2015 年度の 2 度、町田市外郭団体監理委員会条例第 3 条の規定に基づいて、町田市外郭団体監理委員会が審議を行い、答申書を作成している。

3. 2019 年度における市の外郭団体に対する関与の状況

(1) 財政援助等の状況

表 3 市の外郭団体への財政援助等の状況(監理団体)

(単位: %)

外郭団体名	市の出資・ 出えん割合	市補助金比率 (市補助金/ 経常収益) A	市委託料比率 (市委託料/ 経常収益) B	A+B
町田市が 50%以上出資・出えんしている法人				
一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	100	30.8	—	30.8
一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	100	3.4	57.0	60.4
一般財団法人 まちだエコライフ推進公社	100	—	90.9	90.9
一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス	100	—	98.4	98.4
株式会社 町田新産業創造センター	90	22.5	—	22.5
一般社団法人 町田市観光コンベンション協会	66.7	52.5	20.8	73.3
株式会社 町田まちづくり公社	58.3	—	4.2	4.2
一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ	50	2020 年 7 月設立		
特別法人 町田市土地開発公社 (注 2)	100	—	—	—

(注 1) 数値はいずれも 2020 年 4 月時点の数値である。

(注 2) 市からの財政援助として、補助金のほかに債務保証、損失補償契約に係る債務残高が 332,000 千円ある。

表 4 市の外郭団体への財政援助等の状況(基本情報公表団体)

(単位: %)

外郭団体名	市の出資・ 出えん割合	市補助金比率 (市補助金/ 経常収益) A	市委託料比率 (市委託料/ 経常収益) B	A+B
町田市が 25%以上 50%未満出資・出えんしている法人				
エルム・スリー管理 株式会社	30	—	—	—
株式会社 町田センタービル	25.9	—	—	—
人的・財政的援助等で町田市の関与が大きい法人				
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	—	18.5	59.1	77.6
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会 (注 2)	8.3	4.1	17.2	21.3
公益社団法人 町田市シルバー人材センター	—	3.8	34.6	38.4
一般財団法人 町田市体育協会	—	82.9	4.6	87.5
一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク	—	32.4	55.6	88.0

(注 1) 数値はいずれも 2020 年 4 月時点の数値である。

(注 2) 市からの財政援助として、補助金のほかに貸付金が 35,000 千円ある。

上表は、外郭団体と市との財政援助等の状況を、出資・出えん割合、市補助金比率、市委託料比率で示したものである。

厳密には、財政援助団体とは、地方自治法第199条第7項において、市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体であり、これに、出資団体、借入保証団体、信託の受託者、公の施設の指定管理者を加え、一般的に、財政援助団体等と呼ばれている。これらの団体は、自治体との関係が強い団体として、監査委員監査の対象となっている。

なお、財政援助には、私法上の契約である委託料は含まれないが、実質的に市との関係の程度を図るものとして、表には、市委託料比率も計上した。

この表のとおり、監理団体においては、経常収益に占める「市補助金＋市委託料」の割合は、特別法人町田市土地開発公社の0%や株式会社町田まちづくり公社の4.2%の低い割合から、一般財団法人町田市地域活動サポートオフィスの98.4%の高い割合まで様々となっている。一方、基本情報公表団体においても、経常収益に占める「市補助金＋市委託料」の割合は、エルム・スリー管理株式会社と株式会社町田センタービルの0%から一般社団法人町田市介護サービスネットワークの88.0%まで様々となっている。

(2) 役職員の状況

町田市と外郭団体との人的関与の状況について、役員に占める市あて職及び市退職者の割合、正職員に占める市からの派遣及び市退職者の割合を以下の表で示す。

表5 役職員の状況(監理団体)

(単位:%)

外郭団体名	市あて職 /役員	市退職者 /役員	市からの派遣 /正職員	市退職者 /正職員
町田市が50%以上出資・出えんしている法人				
一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	18.2	9.1	0.0	0.0
一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	11.1	22.2	0.0	9.1
一般財団法人 まちだエコライフ推進公社	50.0	40.0	0.0	0.0
一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス	40.0	40.0	0.0	0.0
株式会社 町田新産業創造センター	50.0	0.0	0.0	0.0
一般社団法人 町田市観光コンベンション協会	6.7	0.0	0.0	0.0
株式会社 町田まちづくり公社	21.4	0.0	0.0	0.0
一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ	2020年7月設立			
特別法人 町田市土地開発公社	91.7	0.0	(注2)	

出所) 町田市公表「外郭団体基本情報」(2020年4月1日時点)をもとに監査人が作成

(注1) 数値はいずれも2020年4月時点の数値である。

(注2) 町田市土地開発公社の正職員は、全て市職員が兼務している。

表 6 役職員の状況(基本情報公表団体)

(単位:%)

対象外郭団体	市あて職 /役員	市退職者 /役員	市からの派遣 /正職員	市退職者 /正職員
町田市が 25%以上 50%未満出資・出えんしている法人				
エルム・スリー管理 株式会社	8.3	8.3	0.0	50.0
株式会社 町田センタービル	28.6	0.0	0.0	0.0
人的・財政的援助等で町田市の関与が大きい法人				
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	6.7	13.3	0.0	0.0
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	0.0	50.0	0.0	0.0
公益社団法人 町田市シルバー人材センター	8.3	8.3	0.0	0.0
一般財団法人 町田市体育協会	0.0	5.6	0.0	100
一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク	9.1	0.0	0.0	0.0

出所)町田市公表「外郭団体基本情報」(2020年4月1日時点)をもとに監査人が作成

(注1)数値はいずれも2020年4月時点の数値である。

上表のとおり、団体の役員は、市あて職や市退職者である場合も見受けられる。一方、職員については、町田市土地開発公社の職員が全員市職員(現職)、町田市体育協会の職員が全員市退職者となっているが、市からの派遣が職員となっている団体は見受けられず、市退職者が職員となっている団体は多くない。

4. 市の外郭団体と包括外部監査の関係

(1) 外郭団体について

前述のとおり、町田市では、市が 25%以上出資・出えんしている法人(出資・出えん団体)及び財政的・人的援助等で町田市の関与が大きい法人(財政的援助団体等)を外郭団体と位置付けている。

当該外郭団体に対しては、町田市総務部長が、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」に基づいて、外郭団体の基本情報及び過去 3 年間の財政運営等を調査し公表するとともに、主管部長が、外郭団体の経営状況を確認の上、必要な指導監督を行うこととなっている。

一方、直接的には、外郭団体としては、包括外部監査を受ける義務は生じない。

(2) 財政援助団体等について

地方自治法は、地方公共団体との関係で、財政援助や出資等で、一定の条件を満たすものを財政援助団体等と位置付け、監査委員は、当該団体に対して監査を行うことができるとしている。いわゆる監査委員が行う財政援助団体等監査である(注 1)。

(注 1) 地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、(中略)についても、また、同様とする。

ここで、地方自治法第 199 条第 7 項において、「当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの」とは、地方自治法施行令において、「普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人」と規定されている(注 2)。つまり、普通地方公共団体が 25%以上出資している法人は、財政援助団体等に該当する。

(注 2) 地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項

地方自治法第百九十九条第七項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人とする。

また、包括外部監査人が必要があると認めるときは、当該財政援助団体等に対して監査することができることを条例により定めることができるとしている(注 3)。

(注 3) 地方自治法第 252 条の 37 第 4 項

包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの(中略)、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

町田市では、地方自治法第 252 条の 37 第 4 項に規定している条例を以下のとおり定めている(注4)。

(注4)町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条

2 市と包括外部監査契約を締結した(地方自治)法第 252 条の 29 の包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

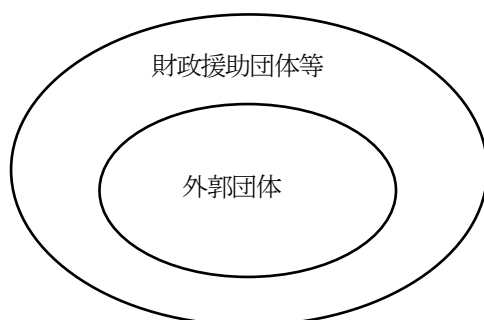
(1)市が(地方自治)法第 199 条第 7 項の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの

(2)市が出資しているもので(地方自治)法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの

以上より、町田市では、監査委員の監査対象である財政援助団体等に対して、包括外部監査人も同様に監査を行うことができる。

(3)外郭団体と財政援助団体等の関係について

現在、町田市が外郭団体と位置付けている団体は、全て地方自治法上の財政援助団体等の条件を満たしている。つまり、町田市の外郭団体は、全て財政援助団体等にも該当することになる。



(4)まとめ

今回の包括外部監査のテーマは、「外郭団体に係る財務事務の執行等について」であるが、これは、財政援助団体等は包括外部監査の対象となり得るという条件のもと、財政援助団体等のうち、外郭団体に対して、監査の公平性を保ちつつ監査を行うものである。

5. 監査対象とした外郭団体

前述のとおり、町田市では 9 の監理団体と 7 の基本情報公表団体の計 16 の団体を外郭団体と位置付けている。

この 16 の外郭団体のうち、一般財団法人まちだエコライフ推進公社(監理団体)と一般社団法人町田市観光コンベンション協会(監理団体)は、いずれも市の財政援助団体等監査との重複を避けるため、監査の対象外とした。

また、一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ(監理団体)は 2020 年 7 月設立、一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス(監理団体)は 2019 年 5 月設立で、いずれも設立から間もないことから、監査の対象外とした。

以上より、上記 4 監理団体を除いた 5 監理団体と 7 基本情報公表団体の計 12 の外郭団体を監査の対象とした。

表 7 監査対象とした外郭団体

No.	監理団体	No.	基本情報公表団体
1	一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	6	エルム・スリー管理 株式会社
2	一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	7	株式会社 町田センタービル
3	株式会社 町田新産業創造センター	8	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
4	株式会社 町田まちづくり公社	9	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会
5	特別法人 町田市土地開発公社	10	公益社団法人 町田市シルバー人材センター
		11	一般財団法人 町田市体育協会
		12	一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク

なお、法的には、外郭団体への市の指導監督権限は、市が 4 分の1以上出資している法人であるかにより異なる。

地方自治法第 221 条に基づく「予算の執行に関する長の調査権等」では、市が4分の1以上出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社、土地開発公社に対しては、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができるとしている。

一方で、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者に対しては、予算に執行の適正を期するため、その状況を調査し、又は報告を徴することができるとしている。また、基本情報公表団体が、市と工事の請負契約を行った場合、物品の納入を行った場合又は調査、試験、研究等の委託を受けた場合も、同様にその状況を調査し又は報告を徴することができる。と解することができる。

そのため、基本情報公表団体への指導監督は、その範囲内に限定される。

地方自治法

- 第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
- 3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

さらに、前述のとおり、市の監査委員監査においては、地方自治法第 199 条第 7 項に関する出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに限り監査することができるとしている。

ただし、外郭団体を監査する過程において発見された事項については、たとえ市の指導監督や監査委員監査の対象外であり、直接団体には指摘する事項ではないとしても、市に報告することは、包括外部監査での義務であり、しかも監査対象に含まれていると考える。なぜなら、例えば団体全般に関する事項や会計全般事項などの問題においても、市の財政援助に関する財務事務（出納事務）に影響を与える可能性があると考えからである。

以上より、「第 4 監査の結果及び意見」に記載した【指摘事項】又は【意見】は、いずれも、各団体に関する事項であるが、同時に市によるモニタリング又は指導を期待する事項である。

第3 外部監査の総括

1. 総括

以下に述べる総括意見は、今後の市政運営において留意することが望まれるものである。

(1)【総括意見 1】外郭団体の区分についての考察

(監査要点:外郭団体の在り方に関する事項)

1)現状

町田市の外郭団体は、外郭団体として位置付けた際の経緯の違いによって、以下の 2 つの形態に分類される。

表 8 外郭団体の 2 形態

No.	外郭団体としての位置付けの経緯	主な法人形態
1	市民福祉の向上と行政運営の効率化を図るために、市が出資し、外郭団体として設立するもの(出資・出えん団体)	・株式会社 ・(一般、公益)財団法人 ・特別法人
2	公益的な事業を担う既存の団体に対して、市が財政的・人的な援助等を行い、外郭団体と位置付けるもの(財政的援助団体等)	・社会福祉法人 ・(一般、公益)社団法人

具体的には、町田市が 25%以上出資・出えんしている法人(出資・出えん団体)及び財政的・人的援助等で町田市の関与が大きい法人(財政的援助団体等)を外郭団体と位置付けている。2020 年 8 月時点で、16 の法人が市の外郭団体となっている。

また、市は、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」において、町田市の関与の度合いに応じて、外郭団体を監理団体と基本情報公表団体に区分している。

町田市外郭団体の指導監督に関する要綱

第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)監理団体 市の出資又は出えんの割合が2分の1以上の外郭団体
- (2)基本情報公表団体 前号に掲げる外郭団体以外の外郭団体

現在、16 の外郭団体のうち、監理団体が 9、基本情報公表団体が 7 として整理されている。

表 9 監理団体と基本情報公表団体

No.	名称	定義	町田市との関係	団体数
1	監理団体	町田市が 50%以上出資・出えんしている法人	町田市の関与の度合いが大きい	9
2	基本情報公表団体	上記以外	上記に準じる	7

2)問題の所在

町田市では、出資の割合によって、監理団体と基本情報公表団体とを区分している。町田市が50%以上出資・出えんし、外郭団体として設立するものを監理団体、その他を基本情報公表団体としている。

その結果、監理団体の多くは、資本制度が存在する株式会社や拠出された財産に対して法人格が与えられる一般財団法人となっている。社団法人の中にも、出資割合が66.7%として監理団体となっている一般社団法人町田市観光コンベンション協会がある。しかしながら、本来、社団法人は、株式会社とは異なり設立に際して財産の拠出を必要とされるわけではない。株式会社の資本金に相当する基金は、一般社団法人においても活動の原資とはなるが、必ず設けないといけないものではない。基金の設置、非設置についてはあくまでも一般社団法人の設立者の意向による。つまり、一般社団法人においては、基金の拠出は設立の条件ではない。このことから、出資の割合のみで町田市の関与の度合いを判断することが妥当かどうかは再検討が必要である。また、同様に社会福祉法人においても基本金の割合が、必ずしも関与の度合いに比例しているとは限らない。

以上より、出資の割合によって、監理団体と基本情報公表団体とを区分しているが、この方法が妥当かについては再検討が必要である。

3)改善案

監理団体と基本情報公表団体の区分は、市の指導監督の在り方にも影響を及ぼす。したがって、区分は慎重に行う必要がある。この点、現状は、再検討が必要である。「第2選定した特定の事件の概要」「3. 2019年度における市の外郭団体に対する関与の状況」で記載のとおり、監理団体においても、経常収益に占める財政支援などの割合が低い法人があり、また、基本情報公表団体においても、経常収益に占める財政支援などの割合が高い法人もある。

このことから、監理団体と基本情報公表団体とを区分する方法は、出資比率だけではなく、町田市が直接事業を実施するよりも成果が高まる場合や、より経済的に事業実施が行える場合、さらに、公益的な事業を担う団体など、町田市の関与の度合いの程度により総合的に判断するべきである。

(2)【総括意見2】外郭団体の条件について①

(監査要点:外郭団体の在り方に関する事項)

1)現状

市が外郭団体と位置付けるものは、市の出資・出えん団体と、市が財政的・人的な援助等を行う法人である。さらに市が財政的・人的な援助等を行う法人は、具体的には、①貸付金支出がある法人②補助金依存割合が高い法人③市職員が役員に就任している団体、そして④その他財政的・人的な関係を有し、市長が特に指定する団体の4つに該当する場合となっている。

2)問題の所在

地方自治法上、監査委員監査の対象とすることができる法人(財政援助団体等)は、地方自治法第252の37条第4項を受けて、地方自治法第199条第7項に具体的に定められている。わかりやすくまとめると、図2に分類される。

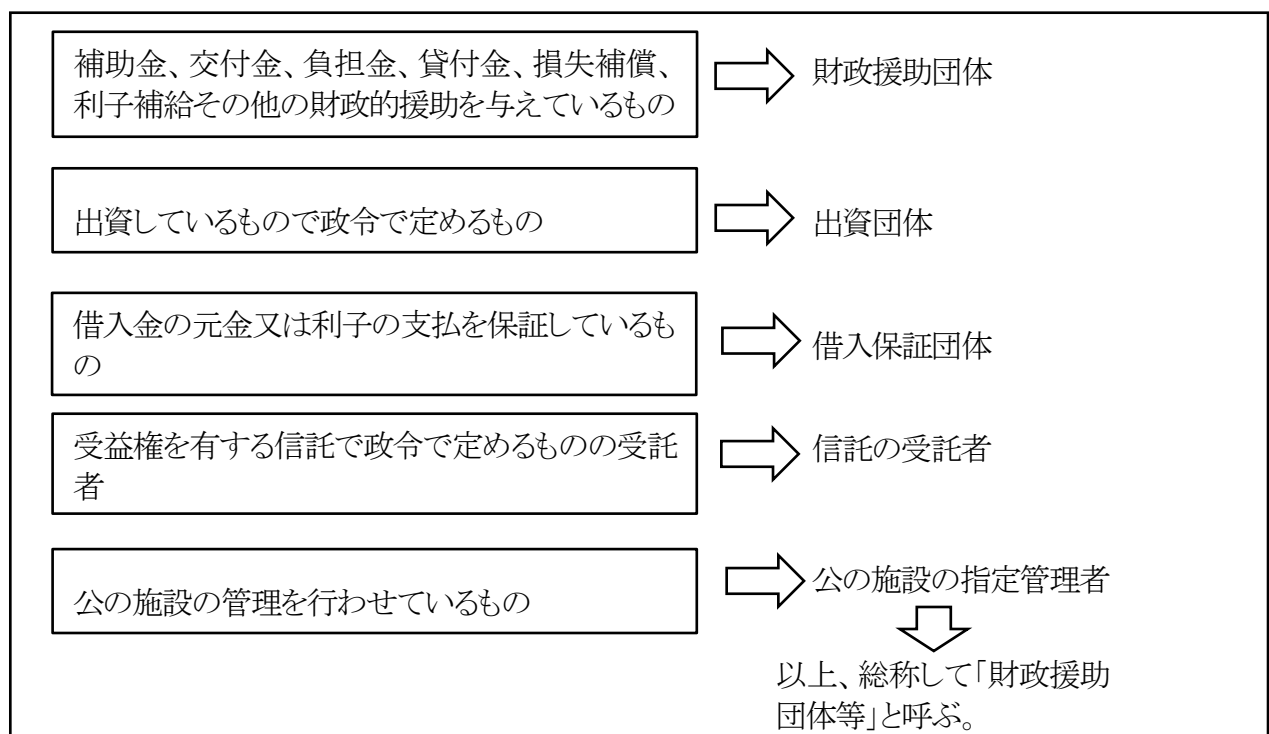
市が外郭団体と位置付けるものと、地方自治法上監査委員監査の対象とし得る法人は、出資団体及び財政援助団体においては共通しているが、借入保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者は、監査委員監査の対象となる法人である一方、市の外郭団体の条件とはなっていない。

このうち、借入保証団体、信託の受託者に該当する法人は少なく、影響がないと思われるが、公の施設の指定管理者に該当する法人は複数あり、今後、市の外郭団体の条件とするかどうかについて検討する必要がある。

地方自治法第199条第7項(再掲)

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

図2 監査委員監査の対象となる法人



3)改善案

今後、地方自治法第 199 条第 7 項の視点も勘案して、外郭団体の条件を検討されたい。なお、社会福祉法人町田市社会福祉協議会は、市職員の役員(理事)就任等を総合的に考慮して、ある意味例外的に外郭団体となっているが、地方自治法第 199 条第 7 項の視点も勘案することにより、客観的に外郭団体の条件に合致することも可能となる。

(3)【総括意見 3】外郭団体の条件について②

(監査要点:外郭団体の在り方に関する事項)

1)現状

外郭団体の条件のうち、貸付金支出を条件に外郭団体に位置付けられている法人として社会福祉法人町田市福祉サービス協会がある。貸付金支出については、図 2 にもあるとおり、財政援助団体等の条件でもあるので、貸付金支出を条件に外郭団体とすることは特に問題はない。

2)問題の所在

社会福祉法人町田市福祉サービス協会に対する貸付金について、2019 年度末時点の残高は 35,000 千円で、2026 年度には完済予定となる。このため、貸付金が完済される 2026 年度までに、外郭団体を継続するか又は外郭団体から除外するかについて検討が必要である。

3)改善案

貸付金が完済される 2026 年度までに、外郭団体としての社会福祉法人町田市福祉サービス協会の在り方を整理する必要がある。

(4)【総括意見 4】市の政策と外郭団体の関係について

(監査要点:外郭団体の在り方に関する事項)

1)現状

町田市では、多様化、高度化する行政サービスを効果的に提供し、市民福祉の向上と行政運営の効率化を図るために、外郭団体を活用している。つまり、市民福祉の向上など、町田市の政策を具体的に推進することが、外郭団体に期待されていると言える。この点、出資・出えん団体においては、法人の活動そのものが市の政策と合致することを前提に、外郭団体として法人を設立、存続させることが市の目標となる。一方、出資・出えん団体以外の財政援助団体等においては、法人が行う事業が公益上必要と認めると判断された場合に、当該事業に対して財政援助等を通じて、当該事業を存続、育成することが市の目標となる。

2)問題の所在

以上より、市の政策と外郭団体の事業が、密接に繋がっていないといけないので、こ

の点、今後も市は検証を続けることが重要となる。

今回の監査においては、市の政策と外郭団体の事業との関係も検証した。

3)改善案

市は、市の政策と外郭団体の事業との繋がりを改めて確認する必要がある。

(5)【総括意見 5】市の指導監督についての考察(町田市外郭団体監理委員会の評価)

(監査要点:市のモニタリングに関する事項)

1)現状

外郭団体が、市の期待するとおりにその役割を果たし、市の政策の推進に役立っているかどうかは、市の指導監督が実効性あるものとして行われているかにかかっている。

この点、市は「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」を設置し、これを運用している。当該要綱では、具体的に、指導監督の対象事項(第 5)、監理団体に対する指導監督(第 6)、基本情報公表団体に対する指導監督(第 7)、基本情報調査及びその結果の公表(第 11)、経営状況の調査(第 12)など、指導監督の具体的な内容について定められている。

また、経営状況の調査(第 12)においては、町田市外郭団体監理委員会に対して、必要があると認めるときは、外郭団体の経営状況の評価等を求めることができると定められており、「収支が大幅に悪化しており、経営を維持できない状態」「実施している事業が団体の設立目的から大きく逸脱している」「定款や諸規定に反している」などに該当する団体を外郭団体監理委員会にはかることとしている。実際に、上記に該当する状態となったことはなく、過去においては、町田市外郭団体監理委員会は頻回に開催されていない。2014 年度と 2015 年度においては、前回の開催から一定期間が経過していることから、団体の経営状況のチェック機能を強化することを目的として開催しており、町田市外郭団体監理委員会が当時の監理団体 7 法人の評価を行い、報告書を作成している。

2)問題の所在

「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」第 12 2 の規定に基づき、2014 年度に町田市外郭団体監理委員会は、外郭団体のうち 7 監理団体に対して、財務状況、事業実施状況、組織運営状況の 3 つの視点で経営状況の評価した。また、翌年度である 2015 年度には、同じ 7 監理団体に対して、前年度の評価結果に対する改善取組状況の評価を行っている。2 年度にわたって行われたこの評価は、大変意義のあるものであった。ただし、2016 年度以降 2019 年度まで、町田市外郭団体監理委員会による評価は行われていなかった。

3)改善案

市は、町田市外郭団体監理委員会による経営状況の評価を定期的に実施されたい。ただし、2020 年度以降、外郭団体を対象とした今回の包括外部監査の実施も踏まえ、以下のとおり、定期的に委員会を開催する予定となっているので、今後の動向に期待するところである。

表 10 外郭団体監理委員会開催

年月日	項目
2020 年度	
2021 年 1 月 21 日	2020 年度町田市外郭団体監理委員会開催 (包括外部監査人も参加し、包括外部監査の指摘状況を確認)
2021 年度	
2021 年度、町田市外郭団体監理委員会を開催し、基本情報調査表の見直し等を検討する予定であるが、具体的な予定は今後決定。	
2022 年度～	
また、2022 年度以降、個々の監理団体に対して定期的に評価を行う予定だが、具体的な予定は今後決定。	

なお、町田市外郭団体監理委員会の評価は監理団体が対象であるが、監理団体以外の外郭団体の中にも市との関係が強い団体がある。今後、これらを委員会の評価の対象とするかは検討の余地がある。この問題は、外郭団体のうち監理団体をどの団体にするかの問題【総括意見 1】でもあると考えられる。

(6)【総括意見 6】市の指導監督についての考察(モニタリングのチャネルの多様化)

(監査要点:市のモニタリングに関する事項)

1)現状

市の指導監督において、市の職員が団体の監事(監査役)に就任している場合や監査委員監査は、役割を果たすことが期待できる。現在、市職員があて職として監事(監査役)に就いている法人及び過去の監査委員監査(財政援助団体等監査)の実施状況は以下のとおりとなっている。

表 11 市職員があて職として監事(監査役)に就いている法人

外郭団体名	監事(監査役)へのあて職の状況
一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター	会計課長
株式会社町田まちづくり公社	会計管理者
特別法人町田市土地開発公社	市民部長
株式会社町田センタービル	総務部長
(以下、監査対象外)	
一般財団法人まちだエコライフ推進公社	会計管理者

表 12 過去の監査委員監査(財政援助団体等監査)の実施状況

No.	外郭団体名	監査委員による監査実施年度
1	一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター	2005 年度、2013 年度
2	一般財団法人町田市文化・国際交流財団	2006 年度、2008 年度
3	株式会社町田新産業創造センター	2013 年度、2015 年度
4	株式会社町田まちづくり公社	2011 年度
5	特別法人町田市土地開発公社	—
6	エルム・スリー管理株式会社	—
7	株式会社町田センタービル	—
8	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	2003 年度、2011 年度、 2013 年度
9	社会福祉法人町田市福祉サービス協会	2005 年度
10	公益社団法人町田市シルバー人材センター	1994 年度、2005 年度、 2018 年度
11	一般財団法人町田市体育協会	1997 年度、2004 年度、 2015 年度
12	一般社団法人町田市介護サービスネットワーク	—
(以下、監査対象外)		
13	一般財団法人まちだエコライフ推進公社	2013 年度、2020 年度
14	一般社団法人町田市観光コンベンション協会	2011 年度、2019 年度
15	一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス	—
16	一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ	—

2)問題の所在

市職員が監事(監査役)に就任することや監査委員監査は、本来市によるモニタリングのツールとして有効と考えられる。

3)改善案

今後、あらゆるモニタリングのチャネルを使い、モニタリングの強化が必要である。なお、モニタリングを行うにあたっては、一律に行うのではなく、法人ごとに、例えば、外部監査体制の有無や法人規模でモニタリングの強度の差を設けることも検討の余地がある。

(7)【総括意見 7】指定管理施設における物品の管理について(外郭団体が指定管理者の場合)

(監査要点:財産管理・資産管理に関する事項)

1)現状

指定管理施設の固定資産は基本的には町田市の所有物である。ここで、物品とは町田市の所有に属する動産で現金、公有財産、基金以外のものをいう。(地方自治法第 239 条第 1 項、第 238 条第 1 項)

地方自治法抜粋

(公有財産の範囲及び分類)

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮きドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

(物品)

第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定めるものを除く。)をいう。

- 一 現金
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

また、物品のうち3万円以上のものは所属別に分類整理しなければならない(町田市物品管理規則第5条第1項第2項(1))とされている。当該物品は取得時に備品管理台帳に登録している。

町田市物品管理規則抜粋

(物品の区分)

第5条 物品は、次に掲げる区分に従い、所属別に分類整理しなければならない。

- (1) 備品 機械、器具等の物品及び使用により品質、形状を変化することなく、比較的長期間継続して使用保存に堪える物品(設備に属するもの並びに第4号及び第5号に定めるものを除く。)
- (2) 消耗品 使用により消耗しやすく、長期間の保存に堪えない物品
- (3) 材料品 物品の生産、工事若しくは工作のため消費され、又は工作物その他の物の構成部分となる物品
- (4) 生産物 試験、研究、作業等により生産、製作又は漁獲した物品(次号に定めるものを除く。)

- (5) 動物 獣その他の生物(消耗的なものを除く。)
 - (6) 受託品 他から借入れ又は委託を受けて使用又は保管中の物品
 - (7) 不用品
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる物品は、消耗品とする。
- (1) 購入価額又は評価額が3万円未満の物品(図書館等に備えて閲覧又は貸出しに供する図書等特別の管理を行うものは除く。)
 - (2) ガラス製品、陶磁器その他の破損しやすい物品(美術品及び骨とう品を除く。)
 - (3) 記念品、ほう賞品その他これらに類する物品
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、使用目的が特殊なため、市長が備品として扱うことを不適当と認めるもの

また、物品には管理番号を付し、現物に備品シールを貼付して管理している。そして毎年度1回一定の期日を定めて備品管理票その他の台帳と照合を行い、及び破損の有無等その状況について確認を行っている。

町田市物品管理規則抜粋

(備品の現況確認)

第33条 物品管理者は、供用中の備品について、毎年度1回一定の期日を定めて、備品管理票その他の台帳と照合を行い、及び破損の有無等その状況について確認を行わなければならない。

今回の監査において、物品の現物に備品シールが網羅的に貼付されているか確認したところ、同種同一用途のものでも備品シールが貼付されているものとされていないものが発見された。

これは、建物の建設工事及び修繕工事の際に工事に含めて発注し取得したものは、公有財産の建物に含めて登録され、物品として登録されていなかったためである。

2)問題の所在

工事に含めて発注し取得したものは、公有財産台帳上、建物に含めて登録・管理されている。一方で、個別に発注し取得したものは、物品として物品台帳に登録され管理されている。つまり、取得の形態により同種同一用途の物品でも異なる管理がなされている。

また、一般的に減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一によれば、例えば娯楽業用設備(劇場用設備)は耐用年数が11年、電気機器(劇場用)は耐用年数が3年、建物(劇場用、演奏場用の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの)は耐用年数が47年として処理される。そのため、会計上は町田市の費用である減価償却費が過少計上となっている。

3)改善案

物品等は取替や廃棄の単位で備品を登録し、また、本来同種同一用途のものは同じ方法で管理する必要がある。工事に含めて発注されたものの全てを拾い上げて物品として

取り扱うことは難しいと思われるが、同じ物品でも発注の方法の違いによって取扱いが異なるのは問題であるとの認識は持つ必要がある。

なお、本総括意見の問題については外郭団体全体の問題であり、さらに 2018 年度の包括外部監査(監査テーマ:「物品等の管理に関する財務事務の執行について」)の結果を受けて、その対応を進めていることから、総括で記載することとした。

(8)【総括意見 8】基本情報に関する公表内容について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

1)現状

「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」第 11 では、「総務部長は、毎年度、外郭団体の基本情報及び過去 3 年間の財務運営等を調査し、その結果を公表するものとする。」となっている。これは、市と外郭団体の繋がりを保持し、外郭団体の透明性確保に多大に貢献している。

2)問題の所在

基本情報は、2020 年度において、一部様式の変更(記載内容のカテゴリーや表現の変更)を行った。これは、今まで以上に団体の情報を明確にするものであり評価ができる。今後、改善点があれば様式等の変更を行う必要があるが、現状で、考えられる主な課題は以下のとおりである。これらは、今後前向きに検討することが望まれる。

- ア 事業内容が箇条書きで簡潔に記載されているが、法人の業務の内容や市との財政的、人的関係を具体的に記載する必要がある。
- イ 「3. 財務状況」について、「備考」欄に記載がない。本来、「備考」欄には、増減コメント等を記載する予定だったと思われる。例えば、前年度比 10%(ポイント)以上増減があった場合には、「備考」欄でのコメントを必須にするなどの工夫が必要である。
- ウ 「3. 財務状況」について、「外部監査体制の有無」で「無」となっている法人においては、財務数値の正確性が担保されていない。
- エ 「3. 財務状況」の内容は、法人形態によって全く異なる。例えば、収支相償が原則の公益法人と営利目的の株式会社は、会計数値の意味は全く異なる。その点をどのように基本情報に反映するかが解決されていない。
- オ 「3. 財務状況」の「(1)貸借対照表」「(2)正味財産増減計算書」について、法人の財務的健全性等の判断が、会計専門家でなければ難しい。
- カ 「3. 財務状況」の「(2)正味財産増減計算書」で、「うち市委託料」となっているが、委託料と指定管理料を区分する必要はないか。なお、委託契約に基づく委託料は財政援助等に該当しないが、指定管理料は財政援助等に該当する。
- キ 「3. 財務状況」の「(3)財務指標」について、財務指標の数値をどのように解釈するかが、会計専門家の判断がなければ難しい。

ク「4. 役職員数」で、市退職者が退職と同時に再任用となった場合と、退職してしばらく経って採用された場合が混在している。また、市退職者の役員は地権者でもあり株主でもある者が取締役就任した場合もある。なお、2020 年度公表から、表題を「人的支援」から「役職員数」としており、この点は評価する。

3)改善案

今回の監査では、監査対象とした法人ごとに簡単な財務分析も行った。2)で示した事項も含めて、今後も基本情報の内容をより良くする工夫が必要である。

(9)【総括意見 9】補助金交付要綱の記載について

(監査要点:補助金に関する事項)

1)現状

市は、多くの外郭団体に対して、補助金交付要綱に基づいて補助金を交付している。補助金交付要綱では、補助対象事業及び補助対象経費として以下のように示している。

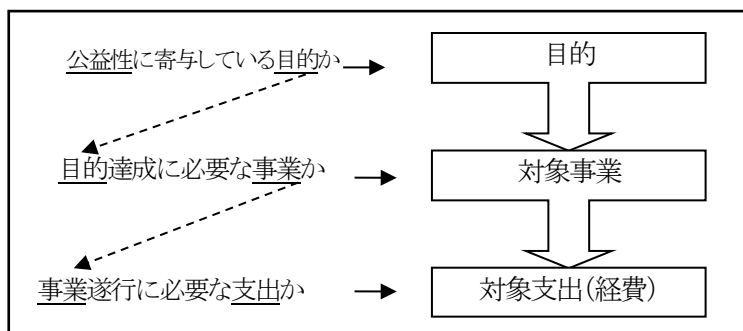
	〇〇補助金交付要綱
補助対象事業	(1) 〇〇に関する事業 (2) 〇〇に関する事業 … () 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
補助対象経費	(1) 補助事業の実施に要する費用 (2) 補助事業に専従する職員の人件費 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2)問題の所在

補助金交付要綱では、補助対象事業として「市長が必要と認める事業」、補助対象経費として「市長が必要と認める経費」が定められている。これらについては、その都度判断をすることが必要になり、担当者によって判断が異なったり、拡大的な解釈がしやすくなったりすることによって、補助金の目的との対応が明確でないような事業や経費が認められる可能性がある。

本来、補助金交付は、事業の目的が公益性に寄与することを前提として、その目的達成に必要な事業、その事業遂行のために必要な支出(経費)との流れで決定される。よって、補助金交付要綱には、目的、対象事業の内容、必要な支出(経費)の内容が明確に記載

されていなければならない。



この点、「市長が必要と認める事業」、「市長が必要と認める経費」は、この関係を不明確にする可能性がある。

3)改善案

補助金交付要綱の「市長が必要と認める事業」については、国等からの間接補助の場合、元の基準等を参考にして要綱を作成する必要があることなどから、一律に削除することは難しい。ただし、市単独事業で、しかも毎年度継続的に補助対象事業が明確になっているものについては、「市長が必要と認める事業」を削除することの検討が必要である。また、補助金交付要綱に「市長が必要と認める事業」の規定があり、しかも実際に「市長が必要と認める事業」を適用する場合であっても、担当課で個別に判断基準や内部ルールを策定する必要がある。市では、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」の第8(2)アにおいて、「赤字補てんを目的とした団体運営費の補助その他対象事業を特定しない補助は、原則行わないこと。」としており、補助金交付要綱においてもこのような補助金を交付する可能性を排除する必要がある。

一方、「市長が必要と認める経費」については、会社のホームページ更新費用のように頻繁に発生しない経費や突発的に発生する経費をあらかじめ全て列挙するのは現実的ではない。ただし、広範な裁量の余地を残すような規定とならないように補助対象経費はできるだけ具体的に列記しておくとともに、「市長が必要と認める経費」が発生した場合には、発生した都度判断することになるが、どういう性質の経費が補助対象となるのかをあらかじめ整理しておく必要がある。

2. 監査の結果及び意見の要約

今回の監査においては、監査の要点を以下の 10 に分類して監査を実施した。

表 13 監査要点

No.	監査要点
1	外郭団体の在り方に関する事項
2	市のモニタリングに関する事項
3	ガバナンスに関する事項
4	法人運営の法規準拠性に関する事項
5	財産管理・資産管理に関する事項
6	会計処理・収支報告に関する事項
7	委託契約事務・指定管理業務等に関する事項
8	補助金等に関する事項
9	経済的・効率的な組織運営に関する事項
10	その他

監査の結果、指摘事項 28 件、意見 31 件となった。

その他、前述の「1. 総括」において、総括意見 9 件がある。

以下においては、「第 4 監査の結果及び意見」に記載した事項の要約を記載する。以下の表の「監査要点」は、上記表 13 の No.と一致する。

なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。

「第 4 監査の結果及び意見」に記載した、各団体に対する【指摘事項】又は【意見】は、各団体による措置だけでなく、市によるモニタリング又は指導も期待するものである。

項目	指摘事項	意見	監査要点
I. 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター			
【指摘事項 I-1】理事に対する報酬等の決定手続について 現状、評議員会にて定めた報酬総額の範囲内で支給額を定めていることから、当該理事に対する報酬等の支給額に係る稟議書等を作成し、明確化することが必要である。 また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めとおり、報酬等の総額を評議員会にて決議することが望ましい。	○		4
【指摘事項 I-2】役員変更に係る登記申請の遅延について 役員変更に係る登記の申請手続はまとめて行うのではなく、変更の事実が生じた際には、2週間の法定期限内に登記の申請手続を行うことができるよう事務処理の進め方を見直すことが必要である。	○		4
【指摘事項 I-3】契約書の作成漏れについて 今後、類似の事案が生じることのないよう、毎年度、業務委託契約書を適切に作成する必要がある。その際、組織として漏れない業務を遂行するための仕組みづくりを検討することが望まれる。 また、一般財団法人は、設立根拠法である一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を始めとする法令等において、特段、複数年度を対象とする契約（以下「複数年度契約」という。）を締結することは否定されておらず、事務処理の効率化の観点からは、実態に合わせて複数年度契約とすることが望ましい。	○		4
【指摘事項 I-4】競争入札の未実施について 競争入札を行う必要性について、あらためて確認することが必要である。その上で、競争入札することを必要とするのであれば、入札対象とする基準額を見直す等、実効性のある制度とすることが必要である。 一方、必要性を検討した結果、競争入札制度までは導入せず、複数業者からの見積合せにより一定の競争性を確保するのであれば、これに沿った内容に契約事務規程の改正を検討する必要がある。	○		4、9
【指摘事項 I-5】リース取引の会計処理について リース会計基準の定めを理解するとともに、本件リース契約の金額がどうあてはまるのか確認した上で、2020 年度決算において、リース資産及びリース債務を計上する必要がある。	○		6
【指摘事項 I-6】賞与支給時の承認手続について 規程に基づき、理事長の決裁により期末手当及び勤勉手当の支給基準を定めることが必要である。 または、実態に即して規程自体の見直しを検討することが必要である。	○		4

項目		指摘事項	意見	監査要点
	【意見Ⅰ－１】決算時における銀行預金残高証明書の入手について 決算時には銀行等から残高証明書を入手し、専務理事及び監事が帳簿残高と照合することが望ましい。		○	5
	【意見Ⅰ－２】最低限確保すべき収益規模の把握について 将来的に事業を継続的かつ安定的に実施するためには、最低限確保すべき収益規模を検討することは有用であり、より精緻に行うことが望ましい。		○	9
	【意見Ⅰ－３】中長期的な事業計画等の策定について 将来的に福利厚生事業を継続的かつ安定的に実施するための方策等をとりまとめ、中長期的な事業計画等を策定することが望まれる。		○	1、2、9
Ⅱ．一般財団法人町田市文化・国際交流財団				
	【指摘事項Ⅱ－１】町田市民ホールの法人本部機能部分の使用許可について 法人が事務室として使用しているスペースのうち、指定管理業務で使用している部分と、法人本部として使用している部分を明確に区分する必要がある。その上で、法人本部として使用している部分については、規則に基づき行政財産目的外使用の許可を受ける必要がある。 また、間接的には市の事業を補佐又は代行する事務、事業の用に供するための使用であるため、使用料の免除を受ける場合には、条例に基づく承認を受ける必要がある。	○		3、4
	【意見Ⅱ－１】国際交流を推進するための事業の在り方の検討について 町田市としては、町田市の重要な施策の１つである「国際交流の推進」に関する事業の検証・見直しを行う際には、過去の事業実績を踏まえ、常に、町田国際交流センターと連携し具体的に検討されたい。また、事業の検証・見直しを行う際には、町田国際交流センターと町田市との連携の在り方についても検討する必要がある。		○	1
	【意見Ⅱ－２】外郭団体の経営強化に向けた取組について 法人は、法人としての中長期の経営計画をどのように立案・実行し、目標をどこに定めるかを、町田市と協議・協力のうえ、具体的に検討することが不可欠である。		○	9
	【意見Ⅱ－３】文化と国際交流の相乗効果について 法人は、文化と国際交流が相乗効果を発揮できるようなイベント等を積極的に催したり、町田市内で活動している文化団体の活動を町田国際交流センターで紹介したりするなど、相互連携を促進していくことが望まれる。		○	9
	【意見Ⅱ－４】施設の修繕に関する予算について 開館から 43 年が経過すると突発的な事象や緊急を要する事象		○	5

項目		指摘事項	意見	監査要点
	が頻発することが想定される。 法人は、今以上に業務の効率化を図り、修繕費に関する資金を捻出し適切な修繕を行うとともに、町田市は、市の財政状況を見つつ、施設の老朽化を踏まえ、施設の修繕に関する予算を検討することが望まれる。			
Ⅲ. 株式会社町田新産業創造センター				
	【意見Ⅲ－１】補助対象経費の範囲について 補助対象経費の範囲については、町田新産業創造センターでも問題意識をもち、各活動に対する経費の一覧表を作成し改善を図っているところであり、所管課においても補助金交付要綱に例示されていない経費はその都度内容を確認しているが、どのような性質の経費が補助対象となるのかを整理し判断基準を明確にしておく必要がある。		○	8
	【意見Ⅲ－２】備品の管理について 会計上費用処理した場合でも、備品を廃棄等するまでは会社の資産であるので、例えば、一定額以上の備品は台帳に計上するなどのルールを設け、備品ごとに管理番号を付して台帳に記録し、管理番号を記載したシールを現物に貼って、定期的に実査をすることを検討されたい。 また、パソコンは重要な情報機器であるので、金額に関係なく、全てのパソコンに管理番号を付したシールを貼って、台帳を作成し、誰がどのパソコンを使用しているかを明確にするとともに、盗難や紛失のリスクに対するセキュリティ対策も講じる必要がある。		○	5
Ⅳ. 株式会社町田まちづくり公社				
	【意見Ⅳ－１】パソコンの管理について パソコンは会社にとって重要な情報機器であり、紛失や盗難によって重大な損害が生じる可能性があることから、全てのパソコンに管理番号を記載したシールを貼り付けて、パソコン台帳と定期的に照合をする必要がある。 また、ノート型やタブレット型のパソコンを、業務上、他のビルに移動したり社外に持ち出したりすることが頻繁に行われるのであれば、その都度パソコン台帳に記録することは現実的ではないので、誰が使用しているかを台帳上で明確にするとともに、移動や持ち出しに関する必要な手続きを定めることを検討されたい。		○	5
	【意見Ⅳ－２】計算書類の個別注記表の記載の誤りについて 計算書類は、作成者とは別の複数人が確認するなど検証を行い、正確な作成に努められたい。		○	6
	【意見Ⅳ－３】賞与引当金について 今後、会社の業績等に応じて賞与の額が変動することになった		○	6

項目		指摘事項	意見	監査要点
	場合には、会社の損益に与える影響も大きくなる可能性があるため、金額的な重要性を考慮して、賞与引当金の計上を検討されたい。			
V. 特別法人町田市土地開発公社				
指摘事項・意見なし				
VI. エルム・スリー管理株式会社				
【指摘事項Ⅵ－１】株主総会書面決議に係る同意書等の未徴収について				
みなし総会決議の同意書及び取締役就任承諾書を当該株主からあらためて徴収し、速やかに取締役の変更登記を行う必要がある。また、町田市は株主の立場から、当該事務の適切な実施をエルム・スリー管理株式会社に求めることが必要である。		○		2、4
【指摘事項Ⅵ－２】取締役会の開催頻度について				
取締役会が法定の頻度ですら開催されておらず十分に機能しているとは言えない状況にあり、少なくとも法定の開催頻度を満たす運営を行う必要がある。 町田市は株主として、取締役会が機能するよう取締役の役員数等を含めて見直すことを会社側に求めていくことが必要である。		○		2、3、4
【指摘事項Ⅵ－３】各種規則等の未整備について				
取締役会を機能させるためには、年度内の業務執行において取締役会の承認を得るべき事項の有無を検討し、取締役会の承認を得る必要のある「重要な業務執行の決定」に係る判断基準を明確に定めておくことが必要である。 また、株主総会や取締役会における決定事項に基づき遂行される日々の業務においても、事前の決裁による承認や事後的な確認行為を実効性あるものとするためにも、契約、決裁及び会計等といった会社運営に関する各種規則等を定め、明確化することが必要である。		○		2、3、4
【指摘事項Ⅵ－４】監査役監査報告書について				
監査役監査報告書について、株式会社を前提としたものに変更する必要がある。 また、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定しており、事業報告を監査する権限がないことを併せて明記する必要がある。		○		4
VII. 株式会社町田センタービル				
【指摘事項Ⅶ－１】監査環境の整備について				
市としては、今後も株式会社町田センタービルを外郭団体として位置付けるのであれば、株式会社町田センタービルの組織内に事務局を設置しておらず、外部に委託していること等は問題はないとしても、その結果監査に支障が生じないように、監査に入る前の事前調整を十分に行い、準備期間を確保するなど、監査		○		10

項目		指摘事項	意見	監査要点
	環境の整備に努められたい。			
Ⅷ. 社会福祉法人町田市社会福祉協議会				
	【指摘事項Ⅷ－１】書面決議の手続きについて 令和元年度(2019 年度)第4回評議員会について、評議員全員からの書面を確認したところ、書面決議の同意書に日付の記載のないものが1件あった。 日付をはじめ、同意書としての要件を満たさないものについては、改めて記載を求めるべきである。	○		4
	【指摘事項Ⅷ－２】計算書類等の様式等における表示上の問題について 計算書類等の作成にあたっては、社会福祉法人会計基準の最新の情報を確認し、準拠性の検討を行うべきである。日本公認会計士協会の非営利法人委員会研究報告第26号「社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等の様式等に関するチェックリスト」も参考にして決算時における検証を行うことが望まれる。	○		6
	【指摘事項Ⅷ－３】有価証券の評価に係る会計方針について 重要な会計方針は、計算書類等の理解を助けるために特に重要な事項であり、経理規程との整合性を取るとともに網羅的に記載するよう修正をすべきである。	○		6
	【指摘事項Ⅷ－４】退職給付引当金に係る会計方針及び会計処理について 退職給付引当金について、会計方針に準拠した必要額を計上すべきである。加えて、注記の記載内容を経理規程に準拠するように、より明瞭に修正することが望ましい。	○		6
	【指摘事項Ⅷ－５】委託契約事務における承認過程について 町田ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託の契約書並びに稟議書類を確認したところ、契約書上の契約確定日が2019年5月9日となっているにもかかわらず、起案日が2019年9月12日、最終決裁権者である会長決裁が2019年9月17日に行われ、会長公印の押印日は2019年9月26日と記録されていた。 契約日については、両者の正規の決裁手続が終了した後で、かつ、一方若しくは、両者の記名、押印済みの契約書が作成された日付により作成すべきである。	○		7
	【指摘事項Ⅷ－６】委託契約書における誤謬について 仕様書の委託期間について、「2019年4月1日から、2019年3月31日まで」と記載されたものがあったが、「2019年4月1日から、2020年3月31日まで」の誤りであった。 仕様書は、契約書の添付書類の位置付けとなっているが、委託期間は特に重要な事項でもあり、今後、誤謬のないよう確認手続を徹底すべきである。	○		10

項目	指摘事項	意見	監査要点
【意見Ⅷ－1】学童保育クラブにおける障がい児保育に係る事故防止対策等について 障がい児保育事故防止対策など、危機管理の基本方針が、指定管理者ごとに異ならないよう市は留意すべきであると考え。		○	2
【意見Ⅷ－2】予算の流用に関する報告について 予算の流用について、会計システムの運用上、一覧性のある帳票の出力が困難であり、追加的な事務が発生する可能性が高いため、報告方法の検討が必要である。 また、将来的には、流用直後の理事会及び評議員会において、流用の事実とともに、その内容、金額、理由について報告が行えるよう検討することが望まれる。		○	3
【意見Ⅷ－3】計算書類等の様式等における表示上の問題について 計算書類等の作成にあたっては、社会福祉法人会計基準の最新の情報を確認し、準拠性の検討を行うべきである。日本公認会計士協会の非営利法人委員会研究報告第26号「社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等の様式等に関するチェックリスト」も参考にして決算時における検証を行うことが望まれる。		○	6
【意見Ⅷ－4】附属明細書における現金預金明細内訳表及び預金残高調整表の掲載について 「現金預金明細内訳表」については、附属明細書への掲載をやめ、必要な情報については、財産目録の内容を補足するといった対応が望まれる。 また、「預金残高調整表」についても、掲載を継続するのであれば、計算書類等の利用目的に合致した様式に変更の上、利用者に配慮した上で公表することが望まれる。		○	6
【意見Ⅷ－5】サービス区分別の管理会計について 各サービス区分の成果についての経年変化と累積的な成果を把握することは、法人の経営管理上有用であるため、管理会計上、サービス区分の経年的な変化が把握できる資金収支計算書や事業活動計算書を作成することが望まれる。 また、支払資金残高の移動を行う場合のサービス区分間の繰入については、移動を行った決算年度のサービス区分間繰入金収入及びサービス区分間繰入金支出の勘定科目を通して処理を行うことが望まれる。		○	9
【意見Ⅷ－6】成年後見制度特定法人後見事業におけるアドバイザーの活用について 町田市成年後見制度特定法人後見事業交付要綱において、「アドバイザー謝礼その他の報償費」を対象経費として認めているのは、当該事業における専門家の必要性を想定してのことであると考えられる。 法人として、その必要性和必要度について再検討し、必要があれば、アドバイザーの設置を行うとともに、当該費用に対する補		○	8

項目		指摘事項	意見	監査要点
	助金の申請を行うことが望まれる。			
	【意見Ⅷ－7】臨時職員、嘱託職員に対する賞与の財源について 社会福祉協議会という組織及び事業の性格を鑑み、また、近隣自治体の動向も把握する中で、補助金における臨時職員、嘱託職員に対する賞与の支給は重要となる。 法人としては、事業における業務の効率化による当該経費の確保に努めるとともに、市としても限られた財源の中で可能な限り予算の確保に努められたい。		○	8
	【意見Ⅷ－8】退職給付費用に対する財源について 期末要支給額に見合う退職給付引当資産が計上できるよう、社会福祉協議会という組織及び事業の性格を鑑み、また、近隣自治体の動向も把握する中で、補助金における退職給付費用に対する支出を検討する必要がある。 法人としては、事業における業務の効率化による当該経費の確保に努めるとともに、市としても限られた財源の中での可能な限り予算の確保に努められたい。		○	8
	【意見Ⅷ－9】竹ん子学童保育クラブの職場環境について 竹ん子学童保育クラブについて往査を行った結果、職員の執務場所が、学童の保育室内に設置されていた。また、更衣室も仮設の場所を使用しており、専用の休憩室もない状況である。 事務作業においては、個人情報の取扱いもあるため、執務場所を確保するとともに、更衣室や休憩室として使用できる場所の確保が望まれる。		○	7
	【意見Ⅷ－10】法人のホームページにおける開示について 2020年7月8日時点でホームページの確認を行ったところ、2020年3月18日変更前の定款が公表されていた。 また、2020年8月27日時点でホームページの確認を行ったところ、事業報告が掲載される9月1日発行の広報紙の発行前ということから、事業報告については、2018年度分が掲載されていた。 いずれも、監査期間中に改訂が行われているが、今後、正確かつ適時の公表が行われることが望まれる。		○	10
	【意見Ⅷ－11】分掌事務の明文化について 会長決裁の文書として、分掌事務を明文化するとともに、組織改編や事務の増減の際に適宜改訂を行っていくことが望まれる。		○	4
Ⅸ. 社会福祉法人町田市福祉サービス協会				
	【指摘事項Ⅸ－1】固定資産の管理について 固定資産台帳と紐づけられた管理番号を記載した備品シールを現物に貼付し、担当者以外も容易に管理番号で紐づけて固定資産台帳と現物を照合できるように管理することが必要である。	○		5

項目	指摘事項	意見	監査要点
【意見Ⅸ－１】町田市との連携について 町田市は 2005 年 5 月に特別養護老人ホーム commons の開所に伴う運営資金として 100,000 千円を法人に貸し付けている。2019 年度末時点の残高は 35,000 千円で、完済予定は 2026 年度である。法人は、当該貸付金の支出をもって外郭団体に指定されている。 貸付金が完済される 2026 年度までに、法人と町田市の関係を明確にした上で、外郭団体として継続するかの判断が必要となる。		○	1、2
【意見Ⅸ－２】棚卸資産の計上について 介護や保育の事業は、法人の主事業である。当該事業で消費されるものは販売目的で所有する棚卸資産と類似すると考えることができる。 そのため、受払帳を設け、異動及び残高を把握することが望まれる。		○	5、6
X. 公益社団法人町田市シルバー人材センター			
【指摘事項Ⅹ－１】固定資産台帳について 手書きの固定資産台帳の K-63 の欄に、種類:祭壇、現在金額1 円と記載されていた。 当該固定資産は、既に市に返還しており、法人の所有ではないため、固定資産台帳に返還の事実を反映するべきである。	○		5
【指摘事項Ⅹ－２】備品台帳について 財務規程に基づき、消耗什器備品管理簿及び消耗品受払簿を備え、物品の保管状況及び異動について記録を行うべきである。または、実態に即して規程の改定を検討すべきである。	○		5
【指摘事項Ⅹ－３】時間外手当の算定について 超過勤務手当の算定の基礎に住宅手当を含める根拠はないため、超過勤務手当の算定の基礎に住宅手当が含まれることのないよう、留意すべきである。	○		6
【意見Ⅹ－１】貸倒の償却に関する規程の整備について 延滞債権の処理に際しての恣意性の排除、事務処理の一貫性・適切性を担保する観点からは、延滞債権の処理に関する規程を策定することが望ましい。		○	6
【意見Ⅹ－２】委託契約の単価契約について 町田市との契約のうち、金額が時給での単価に基づく推定金額（推定総額）となっているものがある。 これは、指定の施設に町田市シルバー人材センターの会員が出向いて指定の業務を行う請負契約である。契約書上、代金は 1 時間当たりの単価に事業実施時間数を乗じて算定される。契約代金を、時間当たり単価×人工で算出することは、仕事の対価ではなく労働の対価として、発注者が請負事業主に支払っている、請負契約ではなく労働者派遣契約であるとみなされるお		○	7

項目		指摘事項	意見	監査要点
	それがあるため、契約金額総額での契約とすることを検討すべきである。			
XI. 一般財団法人町田市体育協会				
【指摘事項XI-1】正味財産増減計算書の表示科目について 町田市体育協会の会計処理規程第3条において、「会計処理の手続き及び原則は、公益法人会計基準(2008年4月内閣府公益認定等委員会)に準拠して処理しなければならない。」と定められているが、現状の正味財産増減計算書の表示科目は、実際の内容を適切に表示していないものがあり、決算書の利用者の誤解を招く可能性がある。「公益法人会計基準」の運用指針等を参考にして表示科目を検討されたい。		○		6
【指摘事項XI-2】補助金及び委託料の返還に係る会計処理について 町田市体育協会補助金の返還について、2019年度においては、市からの補助金等交付額確定通知書の日付は2020年3月31日であり、実際の返還は2020年4月28日に行われている。したがって、補助金確定の会計処理が翌年度になり、期ずれが生じている。 町田市体育協会補助金の返還額は3月末に確定しているため、その会計処理は当該年度に反映させる必要がある。また、返還額については、経常費用に計上するのではなく、経常収益の補助金の金額から差し引く必要がある。		○		6
【意見XI-1】内部規程について 内部規程について、誤り又は実態と一致していない定めがあった。組織体制や環境の変化に合わせて適宜見直しをされたい。			○	3
XII. 一般社団法人町田市介護サービスネットワーク				
【指摘事項XII-1】臨時総会の決議要件について 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によれば、社員総会の決議の省略を行うには、理事又は社員が社員総会の目的である事項に行った提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行う必要があるが、社員全員から同意の意思表示は行われていない案件があった。 法人の会員数が多く、決議の省略に必要な全員の同意の意思表示を得ることは困難であることから、今後は、事前に書面による議決権の行使や代理人による議決権行使の方法の利用を十分に呼び掛けのうえで、定款に規定されている決議を検討すべきである。		○		4
【指摘事項XII-2】仮払金について 原町田の町田市介護人材バンクの事務所の小口現金の残高については、仮払金から現金に振り替えるため、期末において「現金／仮払金」の仕訳を行うべきである。		○		6

項目	指摘事項	意見	監査要点
【指摘事項Ⅻ-3】固定資産の注記について 固定資産の計上価格について、注記と貸借対照表とが異なっているため、固定資産台帳を参考に、注記を修正すべきである。	○		6
【指摘事項Ⅻ-4】訪問マッサージ連絡会活動費の預り金について 2020年3月期末の貸借対照表の前受金1,161,200円のうち20,000円は、法人が、訪問マッサージ連絡会に納付される現金を一時的に預かっているものであり、将来法人の収益に計上されるものではないため、「預り金」として処理すべきである。	○		6
【意見Ⅻ-1】補助金に係る実地調査について 町田市は、法人に対する補助金の確定検査に際し、実地調査は行っていない。 補助金に関する報告の検証作業として、町田市は収支に関連する実際の証憑等を確認し、支出の実在性等を確認することが有益である。		○	2
【意見Ⅻ-2】現金の管理について 現金出納帳の記帳と現金の取扱いについて、同一の職員が行っており、小口現金の出納があった場合には、現金出納帳の残高と現金残高との一致を確かめているが、他の職員がこれを再度確認していない。 センター長が、一定の頻度で、現金出納帳の残高と現金残高との一致を再チェックすべきである。		○	5
【意見Ⅻ-3】振込の管理について 月次の支払については、職員が請求書から請求一覧を作成し、これをセンター長が再チェックしている。その後、当該職員が請求一覧の内容をインターネット・バンキングに入力するが、入力内容が請求一覧と一致していることを、他の職員が再チェックしていない。 請求一覧の内容とインターネット・バンキングの入力内容とが一致することを、上長が再チェックすることを検討すべきである。		○	5